

考えられる裁判員制度の概要について

平成15年10月28日
裁判員制度・刑事検討会
座長 井上正仁

(注) 以下は、これまでの本検討会での議論及びその素材となった「たたき台」を踏まえ、座長の立場から、現段階において考えられる制度の概要の一例を取りまとめたものであり、本検討会をはじめ各方面において議論をさらに深めていただくための素材を提供するという趣旨でお示しするものである。

1 基本構造

(1) 合議体の構成

ア 裁判官の員数

裁判官の員数は、3人とするものとする。

イ 裁判員の員数

裁判員の員数は、4人とするものとする。

ただし、検討会における議論を踏まえると、5人ないし6人とするこ
とも考えられるので、なお検討を要する。

ウ 補充裁判員

裁判官は、審判に要する期間を考慮して必要と認めるときは、補充裁判
員をおくことができるものとする。

(2) 裁判員、補充裁判員の権限

ア 裁判員の権限

(ア) 裁判員は、有罪・無罪の決定及び刑の量定に関し、審理及び裁判をす
るものとする。

(イ) 裁判員は、(ア)の審理において、裁判長に告げて、証人を尋問し、被
告人の供述を求めることができるものとする。

(ウ) 裁判官は、適当と認めるときには、裁判員を、専ら訴訟手続に関する判断又は法令の解釈に関する審理に立ち会わせて、その意見を聴くことができるものとする。

イ 補充裁判員の権限

(ア) 補充裁判員は、審理に立ち会い、審理中に合議体の裁判員が欠けた場合に、これに代わって、その合議体に加わるものとする。

(イ) 補充裁判員は、合議体に加わる前であっても、訴訟に関する書類及び証拠物を閲覧することができるものとする。

(ウ) 補充裁判員は、合議体に加わる前であっても、評議に出席することができるものとする。ただし、この場合において、補充裁判員は、意見を述べることはできないものとする。

ウ 職権行使の独立

裁判員及び補充裁判員は、独立してその職権を行い、憲法及び法律にのみ拘束されるものとする。

(3) 評決

ア 裁判は、裁判官と裁判員の合議体の員数の過半数であって、裁判官の1名以上及び裁判員の1名以上が賛成する意見によらなければならないものとする。

イ 訴訟手続に関する判断及び法令の解釈に関しては、アにかかわらず、裁判官の過半数の意見によるものとする。

(4) 対象事件

ア 対象事件

(ア) 原則

次のいずれかに該当する事件とする。

死刑又は無期の懲役若しくは禁錮に当たる罪（ただし、刑法第77条の罪を除く。）に係る事件

法定合議事件であって、故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪のもの

(イ) 併合事件の取扱い

刑事訴訟法の規定に基づき、(ア)の事件と併合して審理することとされた事件は、(ア)の事件でない事件であっても、裁判官及び裁判員の合議体でこれを取り扱うものとする。

イ 訴因変更の場合の取扱い

刑事訴訟法第312条に基づき訴因又は罰条が変更されたことにより、ア(ア)の事件がア(ア)以外の事件となった場合は、当該事件は裁判官及び裁判員の合議体でこれを取り扱うものとする。ただし、裁判官は、審理の状況等にかんがみ適当と認めるときは、以後、当該事件を裁判官のみで取り扱うこととすることができるものとする。

ウ 事件の性質による対象事件からの除外

「(ア) 裁判官は、裁判員又はその親族の身体若しくは財産に害を加え又はこれらの者の生活の平穩を著しく侵害する行為がなされるおそれがあることその他の事情により、裁判員に公正な判断を期待することができない状況があると認めるときは、アの事件につき、裁判官のみで審理することとすることができるものとする。ただし、事件の審判に関与している裁判官は、やむを得ない場合を除き、その決定に関与することはできないものとする。

(イ) (ア)の決定をするに当たっては、当事者の意見を聴かなければならないものとする。

(ウ) (ア)の決定に対しては、当事者は、不服申立てをすることができるものとする。」

とすることが考えられるが、更に検討するものとする。

2 裁判員及び補充裁判員の選任

(1) 裁判員の要件

裁判所の管轄区域内の衆議院議員の選挙権を有する者であって、年齢25年以上のものとする。

(2) 欠格事由

ア 他の法律の定めるところにより一般の公務員に任命されることができない者の外、次のいずれかに該当する者は、裁判員となることができないものとする。

(ア) 中学校を卒業しない者。ただし、中学校卒業と同等以上の学識を有する者は、この限りでない。

(イ) 禁錮以上の刑に処せられた者

(ウ) **心身の故障のため裁判員の職務の遂行に支障がある者**

イ 欠格事由に該当する者が裁判員として手続に参与したことは、裁判員が権限を有する裁判がなされていない限り、既になされた審理の効力には影響を及ぼさないものとする。

(3) 就職禁止事由

ア 職業上の就職禁止事由

次に掲げる者は、裁判員となることができないものとする。

(ア) 国会議員

(イ) 国務大臣

(ウ) 国の行政機関の幹部職員

(エ) 都道府県知事及び市町村長

(オ) 自衛官

(カ) 裁判官及び裁判官であった者

(キ) 検察官及び検察官であった者

(ク) 弁護士（外国法事務弁護士を含む。以下同じ。）及び弁護士であった者

(ケ) 裁判所の職員

(コ) 法務省の職員

(サ) 国家公安委員会委員、都道府県公安委員会委員及び警察職員

(シ) 司法警察職員としての職務を行う者

(ス) 弁理士

(セ) 公証人

(ソ) 司法書士

- (ク) 判事、判事補、簡易裁判所判事、検察官又は弁護士となる資格を有する者
- (ケ) 大学の学部、専攻科又は大学院の法律学の教授又は助教授
- (コ) 司法修習生
- イ 公訴提起等に伴う就職禁止事由
 - 次に掲げる者は、裁判員となることができないものとする。
 - (ア) 禁錮以上の刑に当たる罪につき起訴され、まだその判決確定に至らない者
 - (イ) 現に逮捕又は勾留されている者
- ウ 手続に対する影響
 - 就職禁止者に当たる者が裁判員として手続に関与したことは、既になされた当該手続の効力には影響を及ぼさないものとする。

(4) 除斥事由

- 次に掲げる者は、当該事件について裁判員となることができないものとする。
- ア 被告人又は被害者
- イ 被告人又は被害者の親族又はこれらの者であった者
- ウ 被告人又は被害者の法定代理人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人
- エ 被告人又は被害者の同居人又は雇人
- オ 事件について告発又は請求をした者
- カ 事件の証人又は鑑定人になった者
- キ 被告人の代理人、弁護人又は補佐人になった者
- ク 事件について検察官又は司法警察職員として職務を行った者
- ケ 事件について検察審査員又は補充員として職務を行った者
- コ 事件について刑事訴訟法第 266 条第 2 号の決定、略式命令、前審の審判、第 398 条ないし第 400 条、第 412 条若しくは第 413 条の規定により差し戻し、若しくは移送された場合における原判決又はこれらの裁判の基礎となった取調べに関与した者

(5) 辞退事由

次に掲げる者は、裁判員となることを辞することができるものとする。

- ア 年齢70年以上の者
- イ 地方公共団体の議会の議員。ただし、会期中に限る。
- ウ 学生及び生徒
- エ 過去5年以内に裁判員又は補充裁判員に選任されたことがある者
- オ 過去1年以内に裁判員候補者として裁判所の召喚に応じ出頭したことがある者（キの事由により、裁判員となることを辞退した者を除く。）
- カ 過去5年以内に検察審査員又は補充員に選任されたことがある者
- キ 疾病その他やむを得ない事由により、裁判員として職務を行うことが困難であると裁判官が認めた者

(6) 忌避理由

裁判員が不公平な裁判をするおそれがあるとき。

(7) 裁判員候補者名簿の作成

選挙人名簿をもとに裁判員候補者名簿を作成する手続を設けるものとする。

裁判員候補者名簿には、毎年、翌年1年間に必要となると認められる員数の選挙人名簿被登録者をくじで選定して登載するものとする。

(8) 裁判員候補者の召喚

ア 裁判員候補者の召喚

裁判官は、公判期日が定まったときは、必要な数の裁判員候補者を、裁判員候補者名簿からくじで選定するものとする。

裁判官は、質問手続を行う期日を定めて、裁判員候補者を召喚するものとする。

裁判官は、事前に裁判員候補者の欠格事由等を確認するため、質問票を送付することができるものとする。

イ 検察官及び弁護人に対する事前の情報開示

(ア) 裁判官は、質問手続の日より 日前に、召喚した裁判員候補者の氏名を記載した名簿を検察官及び弁護人に送付するものとする。

(イ) 裁判官は、質問手続の日に、当該手続に先立ち、裁判員候補者の質問票に対する回答の写しを、検察官及び弁護人に閲覧させることができるものとする。

(ウ) 検察官又は弁護人は、正当な理由なく(ア)の名簿の記載内容又は質問票に対する回答内容を漏らしてはならないものとする。

これに違反した者に対する罰則を設けるものとする。

(9) 質問手続

ア 質問手続の出席者

(ア) 裁判員候補者に対する質問手続は、裁判官及び裁判所書記官が列席し、かつ、検察官及び弁護人が出席して開くものとする。

(イ) 裁判官は、必要と認めるときは、(ア)の手続に被告人を同席させることができるものとする。

(ウ) (ア)の手続は公開しないものとする。

イ 質問手続

(ア) 裁判官は、裁判員候補者に対して、欠格事由その他の裁判員の資格に関する事由の有無を確認するため、口頭又は書面で必要な質問を行うものとする。

(イ) 検察官又は弁護人は、裁判官に対し、裁判員候補者に対して必要な事項の質問をすることを求めることができる。この場合において、裁判官は、相当と認めるときは、裁判員候補者に対して、当該求めに係る事項の質問を行うものとする。

(ウ) 裁判官は、欠格事由、就職禁止事由、除斥事由又は忌避事由に該当することが明らかになった裁判員候補者があるときは、当事者の申立て又は職権により、当該裁判員候補者を選任しない旨の決定をするものとする。

(エ) 裁判官は、辞退の申立てがあった裁判員候補者について、辞退事由に

該当すると認めるときは、当該裁判員候補者を選任しない旨の決定をするものとする。

(オ) 当事者は、~~理由付き忌避(ウ)~~の申立てを却下する決定に対しては不服申立てをすることができるものとする。

(カ) **[裁判員の員数を4人とする場合]** 当事者は、それぞれ**3ないし4人**（ただし、補充裁判員がおかれる場合には、補充裁判員の数を加えた員数とする。）につき理由を示さずに忌避ができるものとする。裁判官は、理由を示さない忌避があった裁判員候補者について、当該裁判員候補者を選任しない旨の決定をするものとする。

(キ) 忌避の理由及び忌避の申立者については、裁判員候補者には明らかにしないものとする。

ウ 裁判員及び補充裁判員の選任

(ア) 裁判官は、質問手続において選任しない旨の決定がなされなかった裁判員候補者の中から、裁判員及び補充裁判員となるべき者を無作為抽出するものとする。

(イ) 補充裁判員を2人以上選任するときには、裁判員となる順位をあらかじめ定めておかなければならないものとする。

(ウ) 裁判官は、(ア)により抽出された裁判員候補者について、裁判員及び補充裁判員として選任する旨の決定を行うものとする。

(10) 裁判員に対する補償

ア 日当等

裁判員、補充裁判員及び召喚に応じ出頭した裁判員候補者に対しては、旅費、日当及び宿泊料を支給するものとする。

イ 補償

裁判員等が、その職務に関連して受けた負傷等に対する補償を行うものとする。

3 裁判員等の義務及び解任

(1) 裁判員候補者の義務

ア 裁判員候補者は、召喚された質問手続期日に出頭しなければならないものとする。

イ 裁判員候補者は、自己に送付された質問票又は裁判所における質問手続において、虚偽の回答をしてはならず、かつ、正当な理由なく質問に対する回答を拒んではならないものとする。

(2) 裁判員及び補充裁判員の義務

ア 裁判員及び補充裁判員は、公判期日に出頭しなければならないものとする。

イ 裁判員及び補充裁判員となるに当たって、4(5)の宣誓をしなければならないものとする。

ウ 裁判員及び補充裁判員は、誠実にその職務を行わなければならない、品位を辱めることのないようにしなければならないものとする。

裁判員及び補充裁判員並びにこれらの職にあった者は、裁判の公正さに対する信頼を損なうおそれのある行為をしてはならないものとする。

エ 裁判員は、評議において、意見を述べなければならないものとする。

オ 裁判員及び補充裁判員並びにこれらの職にあった者は、評議の経過並びに各裁判官及び各裁判員の意見並びにその多少の数その他の職務上知り得た秘密を漏らしてはならないものとする。

(3) 裁判員及び補充裁判員の解任

ア 裁判官は、次のいずれかの場合には、当事者の請求により又は職権で、裁判員又は補充裁判員を解任する決定をするものとする。ただし、事件の審判に参与している裁判官は、(2)アの義務に違反したことを理由として解任する決定をする場合及びやむを得ない場合を除き、その決定に加わることはできないものとする。

(ア) 裁判員又は補充裁判員が、(2)の義務に違反し、引き続きその職務を行わせることが適当でないとき。

(イ) 裁判員又は補充裁判員がその資格を有しないことが明らかとなったとき。

(ウ) (1)イの義務に違反し、虚偽の回答をしていたことが明らかとなり、引き続きその職務を行わせることが適当でないとき。

イ アの解任の決定をするに当たっては、当事者の意見を聴かなければならないものとする。

ウ アの解任の決定をするに当たっては、当該裁判員又は補充裁判員に陳述の機会を与えなければならないものとする。ただし、(2)アの義務に違反したことを理由として解任の決定をするときは、この限りでないものとする。

エ アにより裁判員を解任しない旨の決定に対しては、当事者は不服申立てができるものとする。

オ 裁判官は、次のいずれかの場合には、裁判員又は補充裁判員を解任する決定をするものとする。

(ア) 辞退を申し立てた裁判員又は補充裁判員につき、辞退事由に該当すると認めるとき。

(イ) 補充裁判員に引き続きその職務を行わせる必要がないとき。

4 公判手続等

(1) 総論

裁判員制度対象事件については、裁判員の負担を軽減しつつ、実質的に裁判に関与することができるよう、迅速で分かりやすい審理が行われるように努めるものとする。

(2) 準備手続（刑事裁判の充実・迅速化関連）

裁判員制度対象事件においては、第1回公判期日前の準備手続を必要なものとし、審理に要する見込み時間（日数）を明らかにするものとする。

(3) 弁論の分離・併合

弁論が併合されないまま審判が行われた場合の刑の調整のための制度について、更に検討するものとする。

(4) 公判期日の指定（刑事裁判の充実・迅速化関連）

審理に2日以上を要する事件については、できる限り連日開廷し、継続して審理を行わなければならないものとする。

(5) 宣誓等

選任された裁判員及び補充裁判員に対し、裁判官が、裁判員の心得を教示し、裁判員らは、宣誓をするものとする。

(6) 新たな裁判員が加わる場合の措置

それまでの審理に立ち会っていた補充裁判員が裁判員となるときを除き、新たな裁判員が加わる時は、公判手続を更新するものとする。

その手続の在り方については、新たに加わる裁判員が事件の争点を理解し、それまでの証拠調べの結果について実質的な心証をとることができるような、負担の少ない方法を検討し、必要な措置を講ずるものとする。

(7) 証拠調べ手続等

ア 冒頭陳述

検察官及び弁護人は、準備手続における争点整理の結果に基づき、証拠との関係を具体的に明示して冒頭陳述を行わねばならないものとする。

イ 証拠調べ等

以下の諸点を含め、迅速で、かつ、裁判員に分かりやすく、その実質的関与を可能とする証拠調べ等の在り方について検討し、必要な措置を講ずるものとする。

証拠調べは、裁判員が理解しやすいよう、争点に集中し、厳選された証拠によって行わなければならないものとする

専ら量刑に関わる証拠の取調べは、公訴事実の存否に関する証拠の取調べと区別して行わなければならないものとする

争点ごとに計画的な証拠調べを行うものとする

証拠書類は、立証対象事実が明確に分かりやすく記載されたものとする

証拠物の取調べにおいては、争点との関連性が明らかになるようにすること

証人等の尋問は、争点を中心に簡潔なものとする

証人等の反対尋問は、原則として、主尋問終了後直ちに行うこと

供述調書の信用性等については、その作成状況を含めて、裁判員が理解しやすく、的確な判断をすることができるような立証を行うこと

第1回公判期日前の裁判官による証人尋問の活用を拡充するため、刑事訴訟法第227条第1項中の「圧迫を受け」との要件を削除すること
一定の期間を要する、鑑定のための事実的措置は、できる限り、公判開始前に行うこと

迅速で、裁判員に分かりやすい審理が行われるよう、訴訟指揮を行うこと

連日開廷下において、適切な公判記録の作成を行うこと

論告・弁論は、証拠調べ終了後速やかに行うこと

論告・弁論は、取り調べられた証拠との関係を具体的に指摘した、分かりやすいものとする

(8) 判決書等

ア 裁判官のみによる裁判の場合と基本的に同様のものとし、評議の結果に基づいて裁判官が作成するものとする。

イ 裁判員の署名押印、身分の終了時期

判決書には裁判官のみが署名押印するものとする。裁判員の身分・任務は判決宣告時に終了するものとする。

5 控訴審

現行法どおりとする。

(控訴審は、事後審として原判決の瑕疵の有無を審査するものとする。)

6 差戻し審

新たな裁判員を選任して審理及び裁判を行うものとする。その他は、現行法

どおりとする。

7 罰則

(1) 裁判員等の不出頭等

召喚を受けた裁判員候補者、裁判員又は補充裁判員が正当な理由がなく出頭しないときは、裁判官は、決定で、 円以下の過料に処することができるものとする。

裁判員又は補充裁判員が正当な理由がなく宣誓を拒んだときも、同様とする。

(2) 裁判員等の秘密漏洩罪

裁判員、補充裁判員又はこれらの職にあった者が評議の経過若しくは各裁判官若しくは各裁判員の意見若しくはその多少の数その他の職務上知り得た秘密を漏らし、又は合議体の裁判官及び他の裁判員以外の者に対しその担当事件の事実の認定、刑の量定等に関する意見を述べたときは、 年以下の懲役又は 円以下の罰金に処するものとする。

(3) 裁判員等に対する請託罪等

ア 裁判員又は補充裁判員に対し、その職務に関し、請託した者は、 年以下の懲役又は 円以下の罰金に処するものとする。

イ 事件の審判に影響を及ぼす目的で、裁判員又は補充裁判員に対し、その担当事件に関する意見を述べ又はその担当事件に関する情報を提供した者は、 年以下の懲役又は 円以下の罰金に処するものとする。

(4) 裁判員等威迫罪

ア 裁判員、補充裁判員若しくはこれらの職にあった者若しくは裁判員候補者又はその親族に対し、面談、文書の送付、電話その他のいかなる方法によるかを問わず、その担当事件に関して、威迫の行為をした者は、 年以下の懲役に処するものとする。

イ 組織犯罪処罰法7条の対象行為に、アの威迫行為を加える。

(禁錮以上の刑が定められている罪に当たる行為が、団体の活動として、当該行為を実行するための組織により行われた場合、又は禁錮以上の刑が定められている罪が団体に不正権益を得させ、又は団体の不正権益を維持し、若しくは拡大する目的で犯された場合において、その罪に係る事件を担当する裁判員等に対し、アの威迫の行為をした者は、一年以下の懲役に処するものとする。)

(5) 裁判員候補者の虚偽回答罪等

ア 過料

裁判員候補者が、自己に送付された質問票又は裁判所における質問手続において、虚偽の回答をし、又は正当な理由なく質問に答えなかったときは、決定で、円以下の過料に処することができるものとする。

イ 刑事罰

裁判員候補者が、自己に送付された質問票又は裁判所における質問手続において、虚偽の回答をした者は、円以下の罰金に処するものとする。

8 裁判員の保護及び出頭確保等に関する措置

(1) 裁判員等の個人情報の保護

ア 訴訟に関する書類であって、裁判員、補充裁判員又は裁判員候補者の氏名以外の個人情報が記載されたものは、これを公開しないものとする。

イ 何人も、裁判員、補充裁判員又は裁判員候補者の氏名、住所その他のこれらの者を特定するに足る事実を公にしてはならないものとする。

(2) 裁判員等に対する接触の規制

ア 何人も、裁判員又は補充裁判員に対して、その担当事件に関し、接触してはならないものとする。何人も、~~知り得た事件の内容を公にする目的で~~ **裁判員又は補充裁判員が職務上知り得た秘密を知る目的で**、裁判員又は補充裁判員であった者に対して、その担当事件に関し、接触してはならないものとする。

イ 裁判員又は補充裁判員に対し、面会、文書の送付その他の方法により

接触すると疑うに足りる相当な理由があることを被告人の保釈不許可事由及び接見等禁止事由とするものとする。裁判員又は補充裁判員に対し、面会、文書の送付その他の方法により接触したことを被告人の保釈取消事由とするものとする。

(3) 裁判の公正を妨げる行為の禁止

ア 何人も、裁判員、補充裁判員又は裁判員候補者に事件に関する偏見を生ぜしめる行為その他の裁判の公正を妨げるおそれのある行為を行ってはならないものとする。

イ 「報道機関は、アの義務を踏まえ、事件に関する報道を行うに当たっては、裁判員、補充裁判員又は裁判員候補者に事件に関する偏見を生ぜしめないように配慮しなければならないものとする。」との点については、報道機関において自主的ルールを策定しつつあることを踏まえ、更に検討するものとする。

(4) 出頭の確保

ア 何人も、他人が裁判員となることを妨げてはならないものとする。

イ 労働者は、その事業主に申し出ることにより、裁判員の職務を行うために必要な範囲で休業すること（裁判員休業）ができるものとする。事業主は、労働者からの裁判員休業申出があったときは、当該裁判員休業申出を拒むことができないものとする。

ウ 事業主は、労働者が裁判員休業申出をし、又は裁判員休業をしたことを理由として、当該労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならないものとする。